

原子力発電所の安全確保に関する協定書に基づく覚書 新旧比較表

改定前	改定後
(略) 2 乙は、次に掲げる測定を行いその結果を記録し、毎月甲に報告する。 (1) 大気関係 補助ボイラーに使用する重油中の含有いおう分を毎月測定する。 (2) 水質関係 イ 取水口及び放水口において水温を連続測定する。 ロ 冷却水の放水口において残留塩素を毎日測定する。 ハ 排水処理施設出口において水素イオン濃度、化学的酸素要求量については、毎週 1 回以上、浮遊物質質量及びノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉍物油)については、毎月 1 回以上測定する。 (3) 前記各号の測定は、<u>日本工業規格</u>に定める方法による。 (略) 4 協定書第 4 条第 1 項に規定する事前了解は、次に掲げるところによる。 (1) 協定書第 4 条第 1 項第 1 号に規定する発電用原子炉施設を変更しようとするときは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「炉規法」という。）第 43 条の 3 の 5 第 2 項第 5 号に規定する発電用原子炉施設について、同法第 43 条の 3 の 8 第 1 項の規定に基づき許可を受けて変更しようとする場合をいう。 (2) 協定書第 4 条第 1 項第 4 号に規定する廃止措置を講じようとするときは、廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について、<u>炉規法第 43 条の 3 の 3 第 2 項の規定に基づき認可</u>（以下「廃止措置計画認可」という。）又は同条第 3 項において準用する同法第 12 条の 6 第 3 項の規定に基づき変更の認可（以下「廃止措置計画変更認可」という。）を受けて、廃止措置を講じようとする場合をいう。 5 協定書第 5 条に規定する平常時における定期的な連絡は、次に掲げるところによる。	(略) 2 同左 (1) " (2) " (3) 前記各号の測定は、<u>日本産業規格</u>に定める方法による。 (略) 4 同左 (1) " (2) 協定書第 4 条第 1 項第 4 号に規定する廃止措置を講じようとするときは、廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について、<u>炉規法第 43 条の 3 の 3 第 2 項の規定に基づき認可</u>（以下「廃止措置計画認可」という。）又は同条第 3 項において準用する同法第 12 条の 6 第 3 項の規定に基づき変更の認可（以下「廃止措置計画変更認可」という。）を受けて、廃止措置を講じようとする場合をいう。 5 同左

原子力発電所の安全確保に関する協定書に基づく覚書 新旧比較表

改定前	改定後
(1) 協定書第 5 条第 1 号の環境放射能の測定結果については、次により行う。 イ モニタリングポイント 毎四半期 ロ サーベイルート 毎半期 ハ モニタリングポスト 毎月 ニ 環境試料 毎四半期 (2) 協定書第 5 条第 2 号の温排水の測定結果については、年 1 回文書により行う。 (3) 協定書第 5 条第 3 号の発電所職員等に対する教育訓練については、次により行う。 イ 実施計画 毎年度 ロ 実施状況 毎四半期 (4) 協定書第 5 条第 4 号の廃止措置の実施状況については、次により行う。 イ 廃止措置計画認可又は廃止措置計画変更認可を受けて実施する廃止措置の実施状況 毎月 ロ 炉規法第 4 3 条の 3 の 3 第 3 項において準用する同法第 1 2 条の 6 第 3 項ただし書に規定する廃止措置計画の軽微な変更 変更の都度 (5) 協定書第 5 条第 5 号のその他発電所の保守運営状況については、次により行う。 イ 発電実績 毎月 ロ 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度圧力及び流量 毎四半期 ハ 核燃料物質の状況 受入・払出状況 その都度 消費状況 毎月 管理状況 毎半期（7 月及び 1 月） ニ 放射線管理の状況 毎半期（4 月及び 10 月） ホ 放射線従事者線量及び放射性廃棄物の放出、保管状況 毎四半期及び毎年度 ヘ 放射性廃棄物の管理状況 毎月 上 定期検査の実施計画及びその結果 定期検査の都度	(1) " (2) " (3) " (4) 協定書第 5 条第 4 号の廃止措置の実施状況については、次により行う。 イ 廃止措置計画認可又は廃止措置計画変更認可を受けて実施する廃止措置の実施状況 毎月 ロ 炉規法第 4 3 条の 3 の 3 第 3 項において準用する同法第 1 2 条の 6 第 3 項ただし書に規定する廃止措置計画の軽微な変更 変更の都度 (5) 協定書第 5 条第 5 号のその他発電所の保守運営状況については、次により行う。 イ 発電実績 毎月 ロ 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度圧力及び流量 毎四半期 ハ 核燃料物質の状況 受入・払出状況 その都度 消費状況 毎月 管理状況 毎半期（7 月及び 1 月） ニ 放射線管理の状況 毎四半期、毎半期（5 月及び 11 月） （削除） ホ 放射性廃棄物の管理状況 毎月 ヘ 定期検査の実施計画及びその結果 定期検査の都度

原子力発電所の安全確保に関する協定書に基づく覚書 新旧比較表

改定前	改定後
<u>チ</u> 原子炉施設保安規定 変更の都度 <u>リ</u> 炉規法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設について、同法第43条の3の8第4項に規定する変更 変更の都度 (略) 昭和49年12月23日 昭和52年 9月 2日 一部変更 昭和55年 2月 4日 一部変更 昭和55年 3月14日 一部変更 昭和57年 3月30日 一部変更 昭和62年12月28日 一部変更 平成 元年 7月24日 一部変更 平成 4年12月25日 一部変更 平成10年 6月 1日 一部変更 平成14年 4月 1日 一部変更 平成17年 1月 1日 一部変更 平成25年 7月 8日 一部変更 平成27年11月18日 一部変更 甲 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県知事 甲 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 玄海町長 乙 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 九州電力株式会社 代表取締役社長	<u>ト</u> 原子炉施設保安規定 変更の都度 <u>チ</u> 炉規法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設について、同法第43条の3の8第4項に規定する変更 変更の都度 (略) 昭和49年12月23日 昭和52年 9月 2日 一部変更 昭和55年 2月 4日 一部変更 昭和55年 3月14日 一部変更 昭和57年 3月30日 一部変更 昭和62年12月28日 一部変更 平成 元年 7月24日 一部変更 平成 4年12月25日 一部変更 平成10年 6月 1日 一部変更 平成14年 4月 1日 一部変更 平成17年 1月 1日 一部変更 平成25年 7月 8日 一部変更 平成27年11月18日 一部変更 <u>令和 元年10月25日 一部変更</u> 甲 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県知事 甲 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 玄海町長 乙 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 九州電力株式会社 <u>代表取締役社長執行役員</u>